

第 29 号 議 案

令和 4 年 9 月 6 日
任 用 給 与 課

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

標記の件について、下記のとおり改正する。

記

- 1 改正事項
道路交通法の改正に伴う改正
- 2 改正内容
別紙及び新旧対照表のとおり
- 3 適用日
令和 4 年 9 月 7 日

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

道路交通法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 項 番	内 容										
附則 施行日	この一般基準は、 <u>令和4年9月7日</u> から適用する。										
別表 11 職務分類基 準(Ⅲ) 1 級 職への採用 選考基準及 び方法	<p>【道路交通法の一部改正に伴う規定整備】</p> <p>道路交通法の一部改正に伴い、自動車運転（バス）の選考の基準の最低年齢を引き下げる。</p> <table border="1" data-bbox="432 703 1428 1126"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 703 639 779">選考基準</th> <th data-bbox="639 703 1019 779">現行</th> <th data-bbox="1019 703 1428 779">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 779 639 949">経歴・資格・免許</td> <td colspan="2" data-bbox="639 779 1428 949">義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 949 639 1126">年齢</td> <td data-bbox="639 949 1019 1126"><u>21 歳</u>以上 50 歳未満</td> <td data-bbox="1019 949 1428 1126"><u>19 歳</u>以上 50 歳未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 道路交通法の一部改正内容</p> <p>第二種免許・大型免許の受験資格の見直し（令和4年5月13日施行）</p> <p><改正前></p> <p><u>21 歳</u>以上かつ普通免許等保有<u>3 年</u>以上</p> <p>↓</p> <p><改正後></p> <p>特別な教習を修了した者については、<u>19 歳</u>以上かつ普通免許等保有<u>1 年</u>以上</p>		選考基準	現行	改正案	経歴・資格・免許	義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有する者		年齢	<u>21 歳</u> 以上 50 歳未満	<u>19 歳</u> 以上 50 歳未満
選考基準	現行	改正案									
経歴・資格・免許	義務教育修了以上の者で大型自動車第二種免許を有する者										
年齢	<u>21 歳</u> 以上 50 歳未満	<u>19 歳</u> 以上 50 歳未満									

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」新旧対照表（抄）

改正案							現行						
職員の採用・昇任等に関する一般基準 （昭和61年3月26日 決定） 1から17まで（現行のとおり） 付則（現行のとおり） 附則 この一般基準は、令和4年9月7日から適用する。 （参考）（現行のとおり） 別表1から別表10まで（現行のとおり） 別表11 職務分類基準（Ⅲ）1級職への採用選考基準及び方法							職員の採用・昇任等に関する一般基準 （昭和61年3月26日 決定） 1から17まで（略） 付則（略） 附則 この一般基準は、令和4年7月8日から適用する。 （参考）（現行のとおり） 別表1から別表10まで（略） 別表11 職務分類基準（Ⅲ）1級職への採用選考基準及び方法						
職種		給料		選考の基準及び方法			職種		給料		選考の基準及び方法		
				経歴・資格・免許	年齢	方法					経歴・資格・免許	年齢	方法
運輸系	電車運輸	(現行のとおり)					運輸系	電車運輸	(現行のとおり)				
	自動車運輸	自動車運転 (バス)	交企 (二)の二 1	義務教育修了以上の者 で大型自動車第二種免 許を有する者	19歳以上 50歳未満	筆記、実技、クレペリ ン検査、適性検査、身 体検査、面接		自動車運輸	自動車運転 (バス)	交企 (二)の二 1	義務教育修了以上の者 で大型自動車第二種免 許を有する者	21歳以上 50歳未満	筆記、実技、クレペリ ン検査、適性検査、身 体検査、面接
	運輸技術	交通技能	(現行のとおり)					運輸技術	交通技能	(現行のとおり)			
別表12から別表27まで（現行のとおり）							別表12から別表27まで（略）						